

35—00 P U D T

証拠調べ一般

1. 直接主義、間接主義

証拠調べにおいて、直接主義とは、審決すべき合議体が自ら証拠調べを行う原則をいい、間接主義とは、合議体の構成員の一部である審判官（受命審判官）または合議体を構成しない審判官（受託審判官）その他の合議体以外の機関が証拠調べを行い、その結果の報告に基づいて合議体が心証を形成する原則をいう。前者は合議体が直接証拠に触れ、新鮮で正確な心証形成が可能になるが、後者は直接証拠に触れないため、一般に前者がより優れているとされる。

民事訴訟法は原則として直接主義を採用し（民訴 § 249①）、例外として、審理の機動性の確保や訴訟経済の観点から、受命・受託裁判官による証拠調べ（民訴 § 185、 § 268）、裁判官の交代があった場合の弁論の更新（民訴 § 249②）を認めている。

審判手続も、原則として直接主義を採用するが、受命審判官における証拠調べ（→35—11）及び裁判所による嘱託尋問（→35—03）に、間接主義が採用されている。

2. 証拠調べと事実認定

(1) 審判の審理と結論が適正であるためには、「事実認定」（事実の存否の確定作業）の根拠と過程が公正かつ合理的でなければならない。そして、事実を認定するためには原則として証拠が必要であるから、その証拠の取調べ、すなわち「証拠調べ」の手続にも、公正さと合理性が必要となる。

違法な証拠調べの結果を用いた事実認定や、適法な証拠調べの結果を無視した事実認定は、いずれも違法である。事実認定にそのような違法が存在しないことを担保し、審判に対する当事者や第三者の信頼を確保するために、事実認定の資料とその資料に基づく推論の過程が審決中で明らかにされなければなら

らない（そのために、審決には「理由」を記載すべきことが求められている（最高判昭 59.3.13（昭 54（行ツ）134号）参照）。）。

(2) 審理の結論に影響する事実の存否については、当事者間に争いが生じるのが通常である。その争いの本質は、証拠である証人の証言、文書の記載、検証物の評価の相違にあることが多い。

証拠の評価は、最終的に合議体が判断すべき事項であるから、合議体は、当事者の主張に不当に左右されることなく、自由な心証に基づき、証人の証言、文書の記載、検証物などを理解・把握し、事実を認定しなければならない。ただし、証拠の評価は、社会的な常識や経験と技術常識に沿ったものでなくてはならないことはいうまでもない。

3. 事実認定と法的評価の峻別

(1) 審判の審理は、次のような過程をたどる。

- ① 審判に提出された「証拠」をもとに、具体的事実の存否を確定する（事実認定）。
- ② 存在が確定した具体的事実が、特許法（実、意、商）に定められた法律要件を充足するか否かを判断する（法的評価）。
- ③ 一定の行政処分（法律効果）を結論として導き出す。

このように、「具体的事実の存否（①）」と、「法律要件を充足するか否か（②）」は別の問題である。「証拠調べ」は、前者の「具体的事実の存否（①）」を認定するためにされるものである。

(2) しかし、当事者の証拠調べの申請などにおいては、「立証しようとする事実」と「法的効果の主張」が区別されない場合がある。

例えば、『証人Aの証言により、本件発明が公然実施された事実を立証する』といったような証拠調べの申請は、法律要件であって具体的事実でない「公然実施」という「事実」を立証するとしている点で不適切である。

審判官はこのような申請に翻弄されることなく、証人Aによって立証すべきは、たとえば、「△製品が○年○月○日にBへ販売された事実」であって、「その販売が「公然実施」にあたるか否か」は事実認定の結果から審判官自身が解釈（判断）する事項であることを理解し、当事者に対しては、証拠調べによっ

て立証しようとする具体的事実が何であることを明確にさせ、法的評価の主張と峻別させるべきである。

- (3) 以上のように、当事者は、① 証拠に基づいて具体的事実の存在を立証し、② その事実が法に定められた構成要件に当てはまること（逆に、当てはまらないこと）を、両者を区別したうえで主張しなければならない。もつとも、前記のとおり、証拠の評価及び事実の認定（①）は合議体の自由な心証によって判断されるどころ、当該事実の法的評価（②）もまた、合議体の専権事項であり、合議体は、いずれの判断にあたっても、当事者の主張に不当な影響を受けないようにしなければならない。

4. 複数の証拠方法と事実認定

- (1) 一つの具体的事実について、複数の証拠が提出され、これらについて証拠調べが行われることがある。この場合、合議体は、証拠調べから得た複数の証拠資料を基に、整合性のある事実認定を行うことになる。特に、ある事実につき立証責任を負う当事者が提出する証拠方法（本証）と、事実を否認する相手方が提出する証拠方法（反証）について証拠調べがされたとき、審判官の心証形成に当たっては、各証拠が示す事実の関係及び反証により示される反対事実の存在可能性が問題となる。
- (2) 反対事実の存在可能性があることをもって直ちに「事実を認めることができない」とすべきではない。たとえ反対事実の存在可能性が僅かに残ったとしても、全証拠を総合的に検討し、経験則に照らして反対事実を検討した結果、「通常人」が合理的疑いを差挟まない程度に立証すべき事実が存在するという確信がもてれば「事実を認めることができる」として、審決することとなる。

(改訂 H27. 10)